



【令和8年度要求額 611百万円（480百万円）】

気候変動影響への適応取組を強化し、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指します。

1. 事業目的

気候変動の影響は国内外で既に現れており、さらに深刻化する可能性がある。そのためパリ協定等により、各国とも気候変動による被害の防止・軽減を図る適応の取組が求められている。日本では、平成30年6月に気候変動適応法が成立し、適応策の推進は、骨太の方針等にも盛り込まれている政府の重要課題である。これらを踏まえ、気候変動適応法に基づき、適応策を推進することで、健康影響の防止による生活の安定、農林水産業などの健全な発展、国土の強靱化などを総合的に目指す。

2. 事業内容

（1）気候変動影響評価・気候変動適応計画の進捗管理

気候変動適応法に基づく気候変動影響評価・気候変動適応計画の進捗把握を効果的・効率的に実行する。また、計画の改定に向け、戦略を検討する。

（2）地方自治体適応策の支援

地域特性を加味した気候変動影響評価手法の検討などにより、地域における適応を推進する。また、地域創生につながる適応策を、地域コミュニティと連携して行う活動を支援する。

（3）民間企業、国民等の適応策の支援

気候変動をビジネス機会と捉えることを促進する。また、気温上昇が1.5℃を超える可能性があることから、その場合の適応策を検討し、それらを分かりやすく情報発信する。

（4）適応策の国際協力

途上国に対し、早期警戒システムなどの適応策を官民連携して支援する。また、途上国を含む各国動向の情報を収集し、国際交渉で戦略的に対応する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成18年度～

4. 事業イメージ

